



ANNUAL REPORT 2018

# 赤ちゃん縁組事業

2018年度 活動報告書

新しいあたりまえを、すべての親子に。

**Florence**

認定NPO法人フローレンス

妊娠相談件数 のべ **1875** 件 [事業開始から]



赤ちゃんの委託件数 のべ **13** 組 [事業開始から]

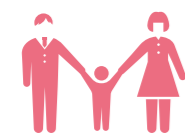


2018年度は養子縁組あっせん法が施行され新制度のもとスタート。フローレンスは東京都より、福祉の観点から養子縁組のあっせんを適正に行う事業者として、新制度においても許可されました。事業を開始して3年目となる2018年度は、安定して事業を継続していくために、妊娠相談員の増員や、育ての親を希望する方への研修の一部オンライン化など、様々な取り組みを行ってきました。すべての子どもが愛情にあふれた家庭で育っていける社会の実現に向けて、フローレンスがやってきた活動をご報告いたします。



## 子どもを迎えた家族からのメッセージ

「かわいい!」「よく来たね!」というのが、初めて病院で会ったときの率直な気持ちでした。小さくて細い体を抱くのが怖くて、最初のだっこは夫に譲りました。寝不足になるから寝たほうがいいですよ、とアドバイスをいただいたのにも関わらず、子どもを迎えた日は、ずっと子どもを見ていました。周囲の人に特別養子縁組で子どもを迎えたことを伝えると想像していたよりも、好意的な言葉をいただき、お祝いやおさがりもたくさんもらい、多くの人がこの子の存在を大切に考えてくれていることを実感しました。成長するにつれて、意思疎通が少しずつできるようになり、かわいいと思うことがさらに増えてきました。これからもこの子が笑顔でいられるように、ずっと大切に育てていきたいです。



## フローレンスではじめての親子交流会を開催しました!

フローレンスの特別養子縁組の支援を介して、お子さんを迎えたご家族が集まる親子交流会を開催しました。参加されたみなさんは、子育て真っ最中。特別養子縁組でお子さんを迎えたという共通点もあり、すぐに打ち明けて、終始アットホームな雰囲気ですぐは話せません。生まれたばかりの赤ちゃんの頃から知っている子たちの成長を見守ることができるのは、私たちにとっても大きな喜びです。これからも親子の交流の場を設けるなど縁組により結ばれたご家族をサポートしていきます。



養親研修・実習の実施数 のべ **222** 人 [2018年度]



## 育ての親への支援

2019年1月に、オンラインで学ぶ「特別養子縁組オンライン基礎研修」をリリースし、特別養子縁組を検討し始めたご夫婦を対象に、養子縁組に関わる制度を短時間で学ぶことのできるコンテンツの提供を開始しました。民間あっせん団体は関東圏に多く、養子縁組についての情報にも地域格差があります。初期の研修をオンライン化することにより、地方にお住まいの方も特別養子縁組を検討するための情報を得ることができます。さらに、オンライン基礎研修を修了した方を対象とした、ステップアップ研修・養育実習では、座学や演習を通して、実践的な育児技術や子どもを迎えるための準備などを学んでいきます。私たちは、これからも育ての親へのサポートを丁寧に行っていきます。



## オンライン基礎研修受講者の声

「地方在住で周りに支援団体もないのでオンラインで学べるのはとても助かります」

「養子縁組に関してぼんやりとイメージしかなかったものが明確にとらえられました」

## ステップアップ研修の受講者の声

「夫婦では養子縁組についてここまで集中して話すことはできないので、お互いの想いを確認するいい機会になった」

「他の人の話を聞くことにより、子どもを迎える楽しみが広がりました」

「自分以外の意見や思いなど色々なことが聞けたので、より一層自分の考えを深めることができた」

## 妊娠相談・特別養子縁組 周知活動

予期せぬ妊娠相談窓口の周知活動の一環として「にんしん・養子縁組相談カード」の設置協力を募集するキャンペーンを実施。婦人科クリニックや、駅ビルの飲食店など、全国のさまざまな場所からご協力のお申し出をいただき、相談窓口の認知を広げることができました。また、東京都内繁華街にある、大型小売店・MEGAドン・キホーテ渋谷本店様には妊娠検査薬コーナーや、トイレ個室へのポスター掲示などへもご協力いただきました。みなさんの「ひとりでも多くの妊婦さん・赤ちゃんを助けたい!」と応援くださるお気持ちのおかげで実現しているこれらの施策。ひとりでも多くの人に届くよう、今後もこういった広報活動を続けていきます。



東京都:MEGAドン・キホーテ 渋谷本店  
佐賀県:医療法人days すこやか女性クリニック  
神奈川県:茅ヶ崎駅ビル内飲食店「By HERO SAND」

## あっせん事業として、許認可&モデル事業に採択

2018年4月に施行された、「民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律」(以下、「あっせん法」)に基づき、フローレンスは、東京都より民間あっせん機関として許可されました。また、丁寧な支援が認められ、民間の養子縁組団体のうち、モデル的な取り組みを推進する団体のみを対象に補助される、モデル事業団体としても採択されました。あっせん法は、子どもの福祉のための特別養子縁組を正しい形で日本社会に広げていくために、民間団体が連携し政治や行政に働きかけ成立が実現した法律です。これからも、



制度の適切な運用を見守りながら、政策提言を続けていきます。

・許可年月日:2018年12月26日  
・許可番号:30福保子育第2541号



## にんしん・養子縁組相談

フローレンスでは予期せぬ妊娠に悩む女性の相談を行っています。相談活動では、相談者の状況に応じた社会資源についての情報を提供するとともに、やむを得ない事情により生みの親が育てることができない赤ちゃんを、育ての親につなぐ特別養子縁組の支援を行っています。

にんしん・養子縁組相談の詳細はこちら

<https://engumi.florence.or.jp/ninshin>



ご相談はメールや電話で  
受け付けています。



## 特別養子縁組 オンライン基礎研修

「特別養子縁組オンライン基礎研修」は、特別養子縁組に興味があるご夫婦を対象としたオンラインの研修です。特別養子縁組を検討する最初のステップとしてご利用ください。

こんな方にオススメです

「特別養子縁組がどんなものか知りたい」  
「不妊治療を長年やっているが先が見えない・・・」

特別養子縁組オンライン基礎研修の概要

<https://engumitraining.florence.or.jp/>



講義内容 全3講義[各15分程度]

費用 4,500円

視聴期間 購入してから60日間

支払い方法 クレジットカード ※ご夫婦でひとつのIDを登録し、共有して視聴ください。



## 誰もが安心して子育てできる社会のために、皆様のご支援をお待ちしております。

### 毎月定額の寄付で応援する フローレンスマンスリーサポーター

詳細はこちらから <https://florence.or.jp/lp/monthly/>



フローレンスは病児保育をはじめ、子ども・親子を取り巻くさまざまな社会問題の解決に挑戦しています。あなたの、ほんの少しの行動で、悲しむ親子や子どもたちが助かります。手を差し伸べてほしいのです。月3,000円〜であなたも社会課題解決を、私たちと一緒に。

### 自由な金額の寄付で応援する 単発寄付

詳細はこちらから <https://florence.or.jp/otmonthly>



フローレンスマンスリーサポーターのページより「今回のみ寄付をする」を選択。定額・連続ではない、その都度、自由な金額でのご寄付もありがたくお受けしております。クレジットカードまたは銀行振込、Amazon Payにて承ります。

### 振込口座

三菱UFJ銀行 深川支店 普通預金1784434  
特定非営利活動法人フローレンス

ゆうちょ銀行 口座記号番号 00100-7-773944  
加入者名 NPO法人フローレンス

※口座名義は「トクヒ）フローレンス」と表示されます。※お振込者名の前に「キフ」とご明記ください。(例)「キフヤマダタロウ」

※詳細はフローレンスのホームページをご覧ください。 ※都度の寄付もありがたくお受けしております。

※フローレンスに対するご寄付は「寄付金控除(税額控除)」の対象となり、確定申告を行うことで寄付金額の最大約50%が税金から控除されます。

赤ちゃん縁組事業は、様々な企業・団体さまからのサポートにより活動しております。



赤ちゃん縁組



Johnson & Johnson  
FAMILY OF COMPANIES IN JAPAN



<https://engumi.florence.or.jp/>

フローレンス 縁組 で検索



新しいあたりまえを、すべての親子に。

**Florence**

認定NPO法人フローレンス

〒101-0051 東京都千代田区神田神保町1丁目14-1 KDX神保町ビル4F TEL:03-4531-5610